

# 教職員の休憩時間の規則が変わります

下市町教育委員会

下の考え方と設定例を参考に、それぞれの休憩時間を設定してください。

## 1 休憩時間の考え方

令和2年度から規則が変わり、教員の休憩時間が弾力的に運用できるようになりました。正午から一斉に45分間とされていた休憩時間ですが、勤務実態から無理な場合、次の2つのことが可能になります。

- 個々の時間割の状況などによって、それぞれの教員ごとに休憩時間を設定することができる。  
< 年度当初に週の曜日ごとに設定（長期休業中は正午に設定）し校長が最終決定する。 >
- 45分間を20分と25分などに2分割することができる。（分割しても15分以上で設定。）  
< 心身の疲労の回復を目的とした休憩時間の趣旨から、現実的に2分割までが限度。 >

設定しなければ、今まで通り（正午～12:45）になります。管理職と相談して設定し有効活用しましょう。設定すれば、次のようなことも可能です。

- 例
- ・ 休憩時間中は自由なので、個人的な読書などや、別室での休養などもできます。
  - ・ 時間内に戻るのであれば、学校を離れて自由に行動できます。
  - ・ 同様に銀行や郵便局、コンビニ、お散歩などに気兼ねなくいけます。



上のようなことをもし勤務時間中にすれば、職務専念義務違反となります。ただ、きちんと休憩時間が決められていれば時間内は自由にできます。ただし、時間をきちんと守らなければならないのは当然のことです。決められた休憩時間は職員室に掲示しておき、みんなが確認できる状況を作ります。

## 2 休憩時間の設定例

下の4つのケースは具体的な設定例です。無理があるケースもありますが、できるだけ現実に合わせて設定できます。ただし、設定は年度当初に行ってください。

- お昼に休憩時間がとれる、またはとりやすいAさんの場合

月、火、水、木、金曜日 … 12時20分～13時05分

- 児童・生徒の給食指導があるので、お昼に休憩時間がとれないBさんの場合

月曜日 … 授業のない4時間目（45分） 水曜日 … 授業のない5時間目（45分）  
火、木、金曜日 … 放課後15時15分～16時00分



- 学年のメンバーで交代しながら設定するCさんの場合。学年のD、Eさんと交代で。

月、水曜日 … 10時30分～10時50分（中休み） + 12時40分～13時05分（昼休み）  
木曜日 … 授業のない3時間目（45分）  
火、金曜日 … 放課後15時30分～16時15分  
※ 月、水曜日のパターンは3人で輪番。Dさんは、火、木曜日。Eさんは、金曜日。



- 曜日によって時間が変わるのを避けたいFさんの場合

月、火、木、金曜日 … 12時40分～13時05分（昼食後） + 15時20分～15時40分  
水曜日（会議の日） … 授業のない2時間目（45分）

注）・ 休憩時間は、勤務時間の途中で設定する規定なので、勤務時間の最後に設定することはできません。  
・ 休憩時間中の急な対応や時間割変更等、やむを得ないことがあった場合にはできる限り配慮します。